

論 説

D. リカードの金融統制論

紀 国 正 典

I. はじめに

「地金論争」で華々しく経済学者としてデビューしたりカードがその死の前
に取組んでいた課題も貨幣信用制度の改革であった¹⁾。このことはリカードが
生涯この問題の解決に情熱をもやしていたことを物語っている。

このリカードの残した貨幣信用論の業績については今までにきわめて多くの
研究が行われてきている。彼の貨幣論の誤りについて、とくにその貨幣数量説
と貨幣機能の一面的把握の誤りについて厳しい批判を下したのがマルクスであ
ったことは承知のことである。わが国でのこれまでの研究を管見したかぎりでも、
それはマルクスの『経済学批判』『資本論』に多くを負い、その成果に依
拠したものである。しかし、これらの研究は、このマルクスの批判を肯定しな
がらもそれにとどまらないで、現代的な問題意識であるいはマルクスとは別の
分析視角でさらにリカードの時代的背景とのかかわりでその貨幣論を深く掘り
下げ、リカードの貨幣信用論の奥深い論究から新しい論点をすくいあげようと
するものである²⁾。本稿もこれらのすぐれた先人の研究に学び、現代的な問題
意識で、すなわち現代の不換通貨時代の金融問題に提起されるべき論点をリカ
ードに見つけ出してみようとするものである。

従来の研究の特徴を整理してみると、その多くはリカードの貨幣論を中心に
論ずるという性格をもっているように思われる。しかも貨幣論と言っても、リ
カードの貨幣価値論のふくむ豊富な論点を整理するとともに、そこに見られる
労働価値説と貨幣数量説の矛盾を解明しようとするものである。しかし私はリ

カードの貨幣信用論を評価するには、急進的ブルジョア民主主義者であるリカードに焦点を当て、財政と金融の分離をはじめとして金融の民主的改革を積極的に主張した彼の金融統制論を浮彫りにすることも現代的に重要になっていると思えるのである³⁾。リカードの貨幣信用論についての本来の研究の手順としては、貨幣論の誤りもふくめて全体を位置づけ、さらに貨幣論から出発して信用論に至るまで解明するのが研究の方向であるが、ここでは私はそれらにこだわらずブルジョア民主主義が最高度に発揮される金融統制というものがどうなるのかを、ひとまず探ってみたいと思っているのである。

注

- 1) リカードが残したおびただしい貨幣信用論の業績はすべてスラッフアの編集した『リカード全集』(*The Work and Correspondence of David Ricardo*, edited by Piero Sraffa with the collaboration of M.H. Dobb., Cambridge University Press, 1951-55)におさめられている。貨幣信用論に関係する業績を年代順にならべてみると次のようになる。「金の価格」(1809年)「地金の高い価格」(1810年)、「『地金報告書』についての評註」、これらは第3巻の前期論文集に収録されている。さらに第1巻の「経済学および課税の原理」の第27章「通貨と銀行について」(1817年)。次に「経済的でしかも安定的な通貨のための提案」(1816年)、遺稿となった「国立銀行設立試案」(1824年)は第4巻の後期論文集に収録されている。さらに第5巻の議会の演説および証言、第6巻の書簡集にも貨幣信用論に言及した重要な文章がある。本稿での引用はすべてこの全集からのものである。
- 2) たとえば主要なものをとりあげれば、「価値論の平面において問題を処理してきた」「リカードの資本視角に焦点をおき、ここからリカード貨幣論へのあらたな分析視角を提出し」小野一郎「リカード貨幣信用論の一考察」『経済論叢』第70巻第6号、1952年。「外在的批判に終始して、まずもって明らかにさるべきであるリカード貨幣論の内的論理が追及されずにいる」深町郁彌「金属流通と紙券流通——リカード貨幣論の一考察——」『経済論究』第3号、1957年。「問題の性質上、彼の貨幣論は勢い原理的説明の乏しい時論的色彩を強く帯びざるを得なかった……リカードの貨幣論の検討にさいしては、……右に記した貨幣論の特徴を考慮せねばならぬ……然るに従前のリカード研究は……その点の充分なる評価をなしたように見えない」村岡俊三『金融経済』第58号、1959年。「リカードの貨幣・信用理論が貨幣数量説であると云って、彼の経済学体系分野ではひどく低い評価しかあたえられないというのが通説になっている」飯田正義「兌換停止下の通貨と信用について——リカードの所説をめぐって——」『産業経済研究』第2巻第2号。「リカードの貨幣論は、もともと当

時の社会に発生した現実の諸問題に刺激されて生れたもので、組織的に理論体系の体をなしていない。ゆえに、そこには、当時の切実なる経済社会問題にたいする真摯なるリカードの研究態度とそして同時に諸概念の、理論の混乱と変化がある」一泉知永「リカード貨幣論研究序説——英国の貨幣金融制度の研究」『明大商学論叢』第38巻第5・6号。「しかし価値形態論的側面のみ注目する立場から貨幣銀行問題に関するリカードの見解を十分に評価できないし、地金論争やそれに続く通貨論争の展開の中にリカード理論を位置づけることは困難」春井久志「D. リカードの貨幣銀行論」『関西学院経済学研究』第4号。その他に原純子「リカード貨幣理論——貨幣価値論を中心に——」『金融経済』第54号、衛藤綾子「リカード貨幣論の展開」『経済志林』第23巻4号、中西充子「リカードの貨幣・金融理論」『城西経済学会誌』第11巻、第1、2、3号、などがある。

- 3) ブルジョア民主主義者であるリカードに焦点をあてリカードの政治経済学をより深めた労作としては、毛利健三「リカード経済学の歴史的背景」『経済学論集』第34巻1号、吉沢芳樹「リカードの議会改革論の経済学的分析視角」『専修経済学論集』第6号がある。吉沢氏はブルジョア民主主義者としてのリカードを理解する意義を次のように語る。「リカードをたんに経済的リベラリストとしてのみでなく、同時に古典的ブルジョア・デモクラットとして評価し、位置づけるべきだと考える……そうすることによって、われわれは、マルクスがリカード経済学の単純かつ全面的な否定ではなく、批判的継承という至難な理論的課題を自らに強い続けなければならなかったその意味を、根底から、かつ十分な重量感をもって、再認識することができるであろう」。

II. リカードの金融思想とその背景

近代ブルジョアジーが勃興しつつあり、その経済力を背景に地主階級との激しい勢力争いが闘われていた時代の要求したものは、自由競争であり、価値法則の原理にもとづく商品生産の発展である。

この闘いの理論的方面を担当したリカードはこれを「取引の自由」と表現し、その内容を「各人をして彼の才能と資本を彼が最善と考えるところにしたがって使用させ、あらゆる種類の制限から解放させることによって、1国にもたらさせる諸利益」¹⁾とまとめている。この「取引の自由」というスローガンには、封建的な拘束に妨げられずに自由に生産が保障されること、およびこの競争の前提条件である流通の安全が保障されることの二つの意味がふくまれて

いる。とりわけリカードがその貨幣・信用論研究でとり組んだのは、後者の商品流通の安全性を絶対的にとってよいほど高めてゆくことである。リカードの言葉でいえば、「取引の安全」と「取引の迅速性」ということである。

このようにリカードにとっては、この商品生産を發展させてゆくためのその形式的枠組みである「等価交換の原理」を貫徹させてゆくことが絶対的な条件だった。なぜならば、この原理を侵犯するのが、強大な力をもつ当時の政府権力だったからである。

リカードが「地金論争」で華ばなく経済学者としてデビューした時期は、この問題が政府、議会、学会をまきこんで大騒動になっていた時であり、彼の鋭い批判の鋒先は、戦費調達のためにイングランド銀行と結託して不換紙幣を濫発する政府と、この機会を利用して政府から発券独占の特許状を受けて不正な巨額の利益を獲得するイングランド銀行にむけられていた。承知のように「地金論争」が起きたのは、イングランド銀行の正貨支払い停止以後に地金の市場価格の騰貴と為替相場下落が発生したことをきっかけとしている。リカードはこの原因が、イングランド銀行による不換紙幣の過剰発行にあることを鋭く追及して論陣を張ったのである。

彼が許すことのできなかつたのは、流通媒介物の価値を変動させて生ずる不正な所得分配である。流通媒介物が減価すれば、怠惰な債務者階級がインフレ利得をかせぎ、まじめに労働で所得を生みだそうとする活動者階級である債権者階級が損をする。とくに不生産的階級である政府がこの流通を利用した偏取によって政府資金調達を図る場合には、その影響は甚大である。リカードはスミスの弟子として、スミスを引用して語るのである²⁾。リカードがその死の直前まで追いもとめたテーマは、この通貨の過剰をいかに規制するか、このことによって物価の名目的騰貴を排して等価交換の原理をいかに保障してゆくのか、ということであった。

これとともに見のがしてはならないのは、近代ブルジョアジーの要求はさらに前期的高利貸資本の影響下から免れること、すなわち高利ではなくその利潤の範囲内で許される利子で資本を貸付けてくれる金融機関を創設することであ

った。利子うみ資本の確立である。リカードは、イングランド銀行が政府による発券独占の許可のもとにその保有する正貨・地金をはるかに超えた銀行券の貸付けで巨額の利益をあげていることを、激しく告発している。前期的な営利独占体ではなく、社会にその利益が還元される信用制度をどのように構築すればよいのか、これもリカードの終生を貫ぬくテーマになったのである。

リカードの貨幣信用論の根底に横たわっている金融思想は、第1に通貨の過剰を規制しうる方策をどのように制度化すればよいのか、第2に前期的金融独占を解体してどのように近代的信用制度を打ち建てればよいのか、このようにまとめることができる。

では具体的に、リカードはこの二つの目的をどのように実現させるのか。第1の目的のためには通貨量を金属流通法則によって規制することによってであり、第2の目的のためには金属をできるだけ節約することによってである。一見して矛盾していることが明確であるが、リカードによればこれが最も理想的な状態なのである。リカードは自信をこめて次のように語る。「本位自身がこうむる変動以外の通貨の価値におけるあらゆる変動から公衆を保護し、またこれと同時に、もっとも経費を要しない媒介物によって流通を維持することは、通貨が到達しうるもっとも完全な状態を達成することである」³⁾

「地金論争」の時期には、リカードは当時のイングランド銀行の銀行券の減価の原因を、正貨支払い停止後この銀行券が過剰発行されたことに求め、正貨支払いさえ復活すれば、あるいは正貨支払いさえ継続していれば通貨の過剰発行はおこりえなかったことを主張している。兌換制下では過剰に発行された銀行券はイングランド銀行に還流するので、そもそも銀行のゆきすぎた信用供給はありえないことを認めているのである⁴⁾。

では、兌換制度さえ保障していれば通貨の過剰発行は防止できるということになるのか。ところがリカードは、それでは満足しないで、さらに万全な通貨調整方策を提起してくるのである。リカードに語らせば、それは「紙幣の発行者たちは発行をもっぱら地金の価格によって調整すべきであって、けっして流通紙券量によって調整すべきでない」⁵⁾ ということになる。つまり、「地金の

市場価格を指標においた信用供給の調整」である。

地金はその国の価格の度量標準、たとえばイギリスでは金1オンスが3ポンド17シリング10½ペンスと法律で確定された基準に従って鑄貨として「国民的制服」を帯びる。この3ポンド17シリング10½ペンスというのは金の鑄造価格である。地金の市場価格はこれより鑄造費だけ低くなる。流通必要通貨量がこれから増大する場合というのはリカードによればすでに通貨が過小になっている時であって、それはつまり地金が市場にあふれ地金の市場価格がこの鑄造価格を下まわっている場合である。このため地金を鑄造すれば利益が獲得できるので通貨が供給される。逆に流通必要通貨量が減少する場合というのは、リカードによればすでに通貨が過剰になっている時であって、それはつまり地金が不足し金の市場価格がこの鑄造価格を上まわっている場合である。鑄貨を融解して金の自由市場に差出したほうが利益になるので通貨が縮小する。鑄貨を兌換銀行券に置きかえても事態は同じであって、地金の市場価格が鑄造価格を下まわっている時には地金を銀行にもって行って銀行券に換えたほうが利益になるし、逆の場合には、銀行券を金にかえて地金市場へもってゆけば利益になるのである。本位である金の市場価格の変動による需給調節のメカニズム、これが作動しているかぎり金1オンス=3ポンド17シリング10½ペンスという価格の度量標準は安定し、通貨の過剰、およびそれによる減価、名目的物価騰貴は起こりえない。

リカードはこのような通貨調整政策を「国立銀行設立試案」でさらに具体化しているが、それは次のようになる⁹⁾。銀行は地金とひきかえに3ポンド17シリング6ペンスの銀行券をひき渡し、逆に3ポンド17シリング9ペンスで金貨を提供すればよい。これらの行為はまったく制限なく自由でなければならない。もし、地金の市場価格が3ポンド17シリング9ペンスを上まわるとすれば、通貨は過剰になっているのであって、次の2つの通貨の縮小方法がある。第1は、いわゆる公開市場政策であって、証券市場に国庫証券を売に出し、そのかわりに得られる紙幣を償却する方法である。第2には、銀行券とひきかえに金を与え、この銀行券を償却する方法である。この場合、金は、「紙幣が過

剰であまったとき金をもっとも有利な送金方法であることを見逃さない商人たちの商業活動をとおして」輸出されるのである。通貨の流通をふやすためにはまったく逆の2つの方法がある。

このリカードの通貨調整政策にみられる貨幣論上の誤りは明確である。詳しくふれる余裕はないが、本稿に関係するかぎりでもまとめてみると、第1に「金の国際的均衡配分論」および金の自動調節作用に進展してゆくところの国際的支払手段としての金の役割あるいは蓄蔵貨幣としての金の役割の無視などがあげられる。第2には、不換通貨制度下での経済貨幣現象をそのまま兌換制下にもあてはめていることである。銀行券の信用貨幣としての役割と政府紙幣を混同していることである。

しかしながら、理論的誤りはともかくとして、リカードの政策的意図を深く掘り下げることはなしにはリカードの金融統制論の意義が浮かびあがってこないと思える。

リカードの言う地金の市場価格の変動、これは兌換制下ではどうなるのか。過剰な銀行券の発行はイングランド銀行に還流して、銀行券の継続的な減価はおこりえない。この場合過剰に発行された銀行券は地金市場にむかって地金の市場価格を騰貴させることはないのである。いわばリカードの通貨調整政策は兌換制下で十分に機能すると言えるであろう。しかし、先にも述べたようにリカードがこれに満足しないで「地金の価格による調整」にこだわったのはなぜか。リカードの思考方式では、兌換制下での過剰信用防止チェックはいわば「事後的」なものであって安心できないこと、しかも地金の市場価格が高くて通貨が過剰なときは、自然的な還流システムが働かない時でもあること、つまりこの場合には銀行の側では銀行券発行という信用供給が最も利益になる場合であって、大衆の側ではより多くの銀行券の供給を受けそれを金にかえて地金市場にもっていくのが最も利益になる場合であるという認識が離れなかった。この事態は過剰信用から取付けをひきおこし、結局正貨支払停止を導くであろうし、さらにやっかいなのは不換制度になれば銀行券発行が最も銀行に利益になり、この銀行券をもって大衆はますます利益を求めて地金市場に走ることに

なるからである。

リカードがこの不安をどのように表明しているか彼に聞いてみよう。「この種の通貨（紙券通貨……引用者）が価格において不変であるどころか、逆に最大の変動をこうむるといふこと——本位の使用のみが通貨の数量を調整し、さらに数量によって通貨の価値を調整しうること——したがって、本位をもたないときには、通貨の発行者の無知または利害のために起こりうるあらゆる変動にさらされるであろう⁷⁾」リカードは「通貨の発行者の無知または利害」を鋭く告発し、通貨の過剰発行の危険性を警告する。さらに彼は銀行による過剰信用についても次のように批判の声をあげる。「資金のもっとも適度な銀行においても、それが債務の不履行にいたらざるをえなくなる以前に、かならず真の銀行業務のはなはだしい濫用があるに相違ないということは、いかに寛大な人といえども認められなければならない⁸⁾」

以上をもってリカードの「地金の価格による調整」とは、通貨の過剰を防止するためにそれをひきおこすところの過剰信用を事前に防止するという信用統制の意味をもってることが窺えるのである。この信用統制とは、要するに発券という信用創造機能を過剰信用から取付騒ぎにまで至らない程度に、すなわち次の金の節約機構のところでは検討するように準備金の社会的な利用形態で可能になる安全な範囲に規制してゆこうとするものである⁹⁾。ただ、この規制の範囲がどれだけになるかは不明である。通貨学派の理論を具体化したピール銀行条例は、1,500万ポンドの政府証券を担保とした保証発行以外は発券という信用創造をいっさい認めなかったが、リカードの言う「地金の価格による調整」がそのようになるのか、それとももう少し幅が広いものになるのか、リカードの混乱した貨幣論からは判断しえない。

リカードの、以上のような通貨の過剰の防止を目的とした信用統制政策が最もその機能を発揮できるためには、その国の保有する金が1ヶ所に集中保管され、その流出入が一目でよく理解でき、この金による信用創造の中央集権的な統制が可能になることが最大の条件である。そしてこれは、他方ではこの高価な貨幣を節約することなのである。

リカードが金属貨幣そのものを節約する信用の役割を高く評価していたことは、次のしばしば引用される叙述から明らかである。彼は高らかに宣言する。「よく管理された紙券通貨は商業上の大進歩である。したがって、もし偏見のためにわが国がより有用でない制度へ復帰するようなことがあれば、それはきわめて残念なことである。貴金属を貨幣として採用することは、商業の進歩および文明生活の技術へ向かってのもっとも重要な手段の1つであると考えて正当であろう。しかしながら、知識および科学の発達とともに、貴金属を、まだ文明が進んでいなかった時期にはなほだ有益に用いられていたところの用途からふたたび追放することがいま1つの進歩であろう、ということを示すのをもまた同様に正当である¹⁰⁾」

それでは、ここでリカードが「よく管理された紙券通貨」をなぜ「商業上の大進歩」と絶賛するのか、それをさらに詳しくみてみよう。彼が、紙券通貨を評価するのは、第1に通貨数量の容易な変更が可能になること、第2に安全であること、第3に安価であることである¹¹⁾。安全とは高価な貨幣金属とちがってその取扱いが簡単であることであって、それは貴金属の保管、輸送にともなう費用が節約できることを意味する。安価であるとは紙券通貨そのものが安価であることであるが、その経済的利益としてはこの紙券通貨の金属貨幣の代行によって金属貨幣の場合に発生する鑄造費やその摩滅が防止できること、およびこの高価な貨幣が少なくすむことが考えられる。この金の節約機構を高度に組織するには、この高価な貨幣を流通からひきあげ地金のままで1ヶ所に集中すればよい。このようにすれば、保管・輸送費も鑄造費も節約でき、摩滅も防止でき、さらにこれらの金を社会の共同準備金に仕立てあげれば準備金そのものが縮小できて貨幣金属の節約になる。このように考えてリカードの提起した金地金本位制、すなわち兌換請求があっても地金のままで提供して鑄造経費を当人負担とすることによって中央銀行に金を集中し、イングランド銀行の発行した銀行券を銀行準備金として地方銀行が保有するという信用制度、これこそ以上の思想の具体化にほかならない。この構想が実現できれば従来貴金属のために必要であった資本が「生産的な用途」にふりむけられ、資本の蓄積が高

められるのである。

このように金節約機構が高度に組織されれば、これとともに信用貨幣の役割が高まってくる。その結果、金属通貨に制約されずに信用供給が可能となる。リカードが第1に掲げた紙券通貨の有用性の「通貨数量の容易な変更」がこれである。リカードによれば金属通貨制度の欠点は、第1に追加の通貨量が容易に供給されえないこと、この供給方式は前述したように地金の市場価格の変動とそれにもとずいた商業活動にまたざるをえないので時間がかかること、第2には、この結果、追加の通貨量が供給されたときにはすでに「全通貨と地金の価値が上昇してしまっている」ことである¹²⁾。これらの欠点は紙幣発行によって補うことが可能となる。リカードはこのことを次のように語っている。「もし通貨の増加が鑄貨によって供給されるならば、地金および貨幣の価値は、それらが同一水準に達したのちにおいてさえも、なおすくなくとも一時は、以前よりもより高いであろうと思われる。このような状態は、しばしば避けえないものなのであるが、既存のすべての契約に影響をおよぼすので、依然として不都合である。この不都合は紙幣の発行によって完全に除去される。なぜならば、その場合において地金にたいする追加需要は起こることなく、したがって、地金の価値には変化がなく、新紙幣は旧紙幣とともにその地金の価値に一致するからである¹³⁾」このように、金節約機構が高度になればなるほど、通貨数量の調節は、自然的な経済法則である金属流通法則に受身になるのではなく、意識的、迅速に行うことが可能になるのである¹⁴⁾。

ところが、金の集中によって信用供給の弾力性を確保しても、それはリカードが最も恐れた過剰信用の可能性が発生したことになる。この過剰信用を統制して、しかも信用供給の弾力性を達成する困難な作業を実現させるにはどうすればよいのか。この問題は、どちらの仕事にも重要な位置をしめる「金の集中」、これの管理形態、運営方法をどうすればよいのかという問題につきあたる。リカードがブルジョア民主主義者として、しかもきわめてラジカルなそれとして真骨頂を見せるのはこの舞台においてである。

彼は民主的な公信用を提起している。

注

- 1) D. Ricardo, *Proposals for an Economical and Secure Currency, Volume IV*, 1816, p. 71, 以下 (Proposals) と略す。(邦訳「経済的で、しかも安定的な通貨」玉野井芳郎監訳『リカード全集』I V後期論文集, 83ページ, 雄松堂書店)
- 2) D. Ricardo, *The High Price of Bullion, A Proof of the Depreciation of Bank Notes*, 1810, Volume III, p. 97, 以下 (High Price) と略す。(邦訳「地金の高い価格」前掲書, III前期論文集, 119ページ)
- 3) Ricardo, *Proposals* p. 66 (邦訳, 前掲書, 78ページ)
- 4) Ricardo, *The Price of Gold Three Contributions to the Morning Chronicle, Volume III*, 1809, p. 16, 以下 (Price) と略す。(邦訳「金の価格」前掲書, III前期論文集, 18ページ)

リカードは次のように言う。少し長いが引用しておこう。「だから、イングランド銀行が正貨を支払っている間に、もしも金が1オンスにつき4ポンドもしくはそれ以上に騰貴したならば、これらの地金取扱業者は手持ちの銀行券をイングランド銀行で兌換し、そして3ポンド17シリング10½ペンスの銀行券にたいして1オンスの金を獲得するであろう。この金は溶解され、そして1オンスにつき4ポンド、もしくはそれ以上の銀行券と交換されて販売されるか、あるいは輸出されるかするであろう。そしてこのような取引がおそらく毎日、あるいは実際には毎時間繰り返されるであろうから、そのことはイングランド銀行が過剰な額の同行銀行券を流通から回収し、そしてそれによって金の市場価格と鑄造価格とが一致させられるまで、継続するであろう。これが、イングランド銀行が陥る過剰発行に対して存在しうる唯一の防止策であって、またこのことは、イングランド銀行をして後難の恐れなしにあえて過剰発行という危険を冒させなかったほど、よく知られたことなのである。

イングランド銀行がどのように努力しても、銀行券をある額以上に流通させることはできなかったし、またかりに、その額が過剰になったとしても、それが金の価格に影響をおよぼし、そしてその銀行券の過剰分は、つねに正貨を求めてイングランド銀行に還流するであろう。このような諸現制のもとでは、金の市場価格がその鑄造価格を超えて騰貴することは決してありえない」

リカードの上の文章を見れば、兌換制下では銀行券の過剰発行はおこりえない、それはイングランド銀行に還流するからであることを明言しており、兌換銀行券の還流法則を無視していたとは言えないであろう。もちろん、リカードの論述では兌換銀行券が還流するのはそれが減価するからなのであって、このことからすれば、銀行券も強制的な価値章標の扱いをしていたと認められうる。

- 5) Ricardo, *Proposals*, P. 65 (邦訳, 前掲書, 76ページ)
- 6) D. Ricardo, *Plan for the Establishment of a National Bank, Volume IV*, 1824, p. 297, 以下 (Plan) と略す。(邦訳「国立銀行設立試案」前掲書, IV後期論文集で

357ページ)

- 7) **Ricardo, Proposals**, p. 59 (邦訳, 前掲書, 70ページ)
- 8) **Ibid.**, p. 73 (前掲書, 86ページ)
- 9) 銀行による信用創造の支配的で典型的な形態は大きく分ければ、金によって保証されない銀行券の発行(発券的信用創造)と預金貨幣の創設(振替的信用創造)がある。前者が19世紀の7、80年頃まで支配的なものであって、後者はそれ以後に普及しはじめたものである。麓健一『信用創造論の研究』東洋経済新報社、昭和28年、第2章、3章を参照せよ。リカードの信用統制論は前者に対してむけられたものである。イングランド銀行やロンドンの銀行にとどまらず、地方銀行の発券もきわめて高く、紙券減価の原因も地方銀行の発行過剰にあるとさえ言われている。一泉知永、前掲論文、14ページ。
- 10) **Ricardo, Proposals**, p. 65 (邦訳, 前掲書, 77ページ)
- 11) **Ibid.**, p. 55 (前掲書, 65ページ)
- 12) **Ibid.** (前掲箇所)
- 13) **Ibid.**, p. 57 (前掲書, 68ページ)
- 14) この点でリカードは通貨学派とちがってもう少し積極的、能動的な信用政策を構想していたのではないと思われる。例えば先に述べた公開市場政策を用いた通貨調整政策がその例である。

III. リカードの金融改革論

リカードの金融改革論の基本目的は、第1に、不正な手段で資金調達を行う政府と政府から託された公金と公的な通貨発行特権を私物化してこれもまた不正な利得をかせぎ出すイングランド銀行との癒着構造にメスを入れ、財政と金融の分離を実行すること、それとともに金融の私的な営利主義にも規制の網をかぶせて通貨の過剰発行、すなわちインフレーションを導く過剰信用を防止しようとするものである。第2には信用制度による利益を私的な営利主義に奪われるのではなく社会的に還元する方策を編み出すことである。これの最も重要な実行機関が、議会によって選ばれ、議会にのみ責任を有する民主的で公的な通貨統制委員会であり、この指導のもとに運営される政府銀行である。この通貨統制委員会(政府銀行)の仕事、すなわち民主的統制の向けられる鋒先は、政府の不正な資金調達の防止(財政民主主義)を目的として政府とイングランド

銀行に、銀行業務の濫用の防止（金融民主主義）を目的としてイングランド銀行とその他一般銀行、地方銀行に対してである。どちらの場合にもイングランド銀行にむけられる統制が要の位置にあるので、われわれもこれから話を進めるとしよう。

リカードはイングランド銀行の通貨発行権限について次のように言う。「現行法のもとにおいては、彼ら（イングランド銀行……引用者）はいかなる拘束を受けることなく、彼らが適当と考える程度において通貨を増減する権能を有しているのであるが、しかし、この権能は本来は国家自身にたいしても、また国家内のいかなる団体にたいしても委ねられてはならないものなのである。なぜならば通貨の増減がもっぱら発行者の意志いかに依存しているときには、通貨の価値の不変性のための保証はまったく存在しないからである」¹⁾ このように考えて彼はこの通貨発行権限を取りあげる方法を考え出す。

この方法とは、イングランド銀行にとどまらず、銀行業務全体を2つに分類することである。リカードによれば、銀行は「貸付けという形での貨幣の前貸し」と「金属通貨の代用物として紙券通貨の発行」のまったく違った、まったく関係のない業務を行っているのであって、この2つの業務を分離してそれぞれ違った機関によって運営させることが可能となる²⁾。ここに盛りこまれている彼の政策的意図は、第1に銀行の危険な営業活動を防止するために、過剰信用に走りやすい紙幣発行権限を制限すること、そして銀行の営業は集めた預金の範囲内で安全に健全に行わねばならないことである。第2には、金属貨幣にかえて紙幣を発行する利益は社会の管理下で社会にかえされるべきであって、イングランド銀行あるいは民間の銀行の私的で不正なうけに転化してはならないこと、銀行は社会の余剰資金を使うという正当な営業活動で商人たちの手形を割引いて一般商業の利益をはかることである³⁾。彼が「まったく関係のない業務」と断定したのはこれらの政策目的を実現ならしめる確固とした決意のあらわれであり、この実現のためにこれらの業務を公的機関の統制下に置くことをもくろんだからである。

リカードのこのような政策思考からすれば、紙幣発行の権限をイングランド

銀行から奪いこれを公的な統制機関に移しても、この機関が要求あり次第正貨で銀行券を支払うという義務に服するかぎり、国民の富は少しも損われない、それどころかより高まることになる⁴⁾。なぜならば第1に、流通媒介物はすべて安全な紙幣で行うことが可能になるのであって、1国のすべての取引や商業がこの紙幣を安心して用いることができる。この結果金属貨幣の形態で無駄にされた国民資本が生産的な目的に使われて生じる利益は大きい。第2に、イングランド銀行からの政府借入は公的機関からの政府借入れとなり、政府が支払っている多額の利子はこの公的機関に払いこまれ国民財産の1部となる。第3に、紙幣を公的機関が発行しようと、一銀行会社が発行しようと社会の前貸し総額はかわらない。第3に、この結果、イングランド銀行が商売をつづける動機を失って解散に追いこまれても、株主の資本が金融業者に移転するだけであって、社会全体の貸し付け機能には変化はない⁵⁾。このような根拠を示して、リカードはこのイングランド銀行の解体、国有化に着手するのである。

この方法は一種の有償買いとりであって、イングランド銀行の建物も事務員もそっくりそのまま買い受け議会の統制下におくものである。しかし、有償といってもその手続をみれば強力な公的権限を行使したほとんど没収に近いものと言ってよいであろう。なぜならばこの買取り資金は、イングランド銀行の解体そのものから、そしてこのことによって生み出された議会の公的な通貨発行特権から捻出されるものだからである。この方法はその意味できわめてラジカルなものであって、これが実現できるためには、公金の私物化および公的な通貨発行特権の私物化に反対する勢力が多数結集して議会の民主的な力、およびこの議会の行動をささえる民主主義の力が強力になることが基本的条件である。

リカードはまず、銀行券の発行権限をすべての銀行から奪い、この権限を議会によって選ばれた5人の委員だけに独占させることを提唱する。さらに、従来イングランド銀行が行ってきた国債管理業務などの政府の銀行としての仕事もこの委員会に移すのである⁶⁾。これだけのことで買取り資金は充分である。

リカードはきわめて楽天的に構える。あとは「この新しい紙券の流通が、古いものにとってかわるべき方法」⁷⁾を指し示せばよい。しかし、これがたいへんな改革構想であることは以下で明らかになるであろう。

通貨統制委員会は2,500万ポンドの政府紙幣を発行する。もちろんこの紙幣は兌換銀行券ではない。議会がその兌換にこたえるだけの真正の富を今からかせぎ出すその実行力を担保とした紙きれなのである。さらに、政府の国庫をあずかる仕事をイングランド銀行から奪ったので、官庁が平均して400万ポンドを預金するところの、その公金がころがりこむ。これで2,900万ポンドである。通貨統制委員会は、まず1,500万ポンドで、以前にイングランド銀行が政府に貸しつけその貸し付け金を担保として通貨発行特権を独占したところのその元本を返済するのである。このようにしてリカードはいわば「金のなる木」によってイングランド銀行の獲得していた「金のなる木」を取りあげる。リカードは図々しくも、イングランド銀行の建物、書記や事務員の買取り費用もこの支払いのなかにすべりこませている。この結果、イングランド銀行にかわって通貨統制委員会が政府に貸しつけることになって、政府がイングランド銀行に支払っていた年利3パーセントの利払はなくなる。次に1,000万ポンドの紙幣でイングランド銀行あるいは他の人々の所有する金地金を購入する。リカードが「新機関がこれなしでは働かえない」と訴えたとおり、ここにようやく、もちろんこの仕事が成功した時にであるが、通貨統制委員会の政府紙幣は兌換銀行券としての身なりを整えることができるのである。残額でイングランド銀行の保有する国庫証券を購入する。この国庫証券は、その1部を償還してもよいし、そのまま保有しておいて先に述べた公開市場政策に用いてもよい。もちろん、これでイングランド銀行に支払わねばならない残余債務がなくなったわけではないが、政府とイングランド銀行の話しあいでも当面棚あげしておくこと、後でふれるように金融市場が整備されるに応じて合法的な借入れで返済すればよろしい、とリカードは満足して笑みを浮かべるのである。

さて、従来のイングランド銀行は国有化され、今では公的な政府機関（政府銀行）にとってかわられたのであるが、国有化されたといってリカードは満足

しているわけではない。なぜならば、政府自身による紙幣発行権限の濫用があるからである。彼は次のようにその心配を語る。「政府は、安心して紙幣発行の権限を委ねておくことができないものである。……政府はほとんどまちがいに、それを濫用するであろう。戦争の遂行上貨幣に窮するばあいには、政府は、いつでも要求ありしだい政府紙券にたいして鑄貨を支払う義務を停止するであろう。そしてその時から、通貨は、強制的な政府紙券となるであろう、というのである。……正直に言って、もしも政府——いわゆる國務大臣たち——が紙幣発行の権限を委任されるとしたら、たしかにこの種の大いなる危険がありうるであろう」⁸⁾ それでは、どうすればよいのか。リカードはこの発券を独占した国有銀行の業務を次の4つの方策で規制し、その公的な位置を内実ともに民主的なものにするのである⁹⁾。

第1の方策は、その最も基本になるものであるが、議會制民主主義による規制である。前述したように通貨統制委員は議會によって選ばれたのであるが、さらに議會による以外には決して解任されないことを明確にして自分を保証するのである。リカードは「私は、この信任を、議會の一院または兩院の投票による以外にはその公的地位から動かされることのない委員たちの手に委ねる」¹⁰⁾という提案でこれを明らかにしている。

第2の方策は委員たちの經濟的地位の保証である。委員たちは政府に買収されないために「相当の給与」を支払われる。

第3の方策は委員會の公的業務についてその行政上の独立した地位を保証することである。委員と國務大臣の正貨の取引の禁止はおろか、「すべての接触」を防止することさえ提案される。そして、「委員たちはどのような要求にたいしても、断じて政府に貨幣を貸し付けるべきではないし、またいささかたりとも政府の支配または勢力のもとにあってはならない」¹¹⁾と委員たちは厳しくその神聖な権限を行使することを要求されるのである。

しかもまだこれでも心配なリカードは、第4に先に述べた「地金の価格による調整」を委員たちに義務づける。このようにして、ようやく「委員たちはけっして失敗することはない」と彼のお墨付を得られるのである。

それでは政府はどのようにして資金調達すべきなのか。合法的な方法によってである。すなわちリカードがまとめたように、課税、国庫証券の発行、長期公債の発行、民間銀行からの借入れによってである。政府はいかなる場合にも「貨幣創造の権能をもっている人々から借り入れることは許されない」のである¹²⁾。

リカードの金融改革は残るところ地方信用制度の改革である。この改革の基本は政府銀行が都市と地方の唯一の紙幣発行者になることである。つまり、地方銀行から銀行券発行という信用創造機能を奪い、政府銀行発行の兌換銀行券によって地方すべての流通を統一することである。これは政府銀行に全国の金を集中することになる。このようにして、各地方銀行の無政府的な過剰信用を防止して、あわせて信用制度の利益を社会に還元することが可能になる。しかし、この具体的な内容となると、このリカードの説明がまだ「試案」ととどまっているためか、かなり複雑で難解なものである。わかるかぎりでその内容をまとめてみると次のようになる。

第1に、地方銀行の保有する金はすべてロンドンにある政府銀行に集中され、それと引きかえに銀行券が支払われる。この銀行券の発行は当初はロンドンの政府銀行以外はすべて禁じられ、「全紙券の厳格な許可」のもとにおかれる。リカードは地方銀行に対して「地方銀行券を政府紙幣で支払うというイングランド銀行と同じ義務を負わすべき」と厳しく命じている。ただし、地方銀行が望むなら金鑄貨で支払をおこなう特権をもたせている。しかしそれは後述するように制限つきである¹³⁾。

第2に、しかしこのロンドンの政府銀行が発行した銀行券はすべての地域で無制限に流通するわけではない。ロンドンの政府銀行が「署名」したのち、それぞれの各地方の政府銀行の支店（ここでは地方政府銀行と呼んでおく）が「副署」をして、この地方政府銀行の官轄する通貨流通圏域だけでしか流通できないのである。しかも、この地域の地方政府銀行に対してだけしか兌換請求できない。

第3に、地方政府銀行はロンドンの政府銀行と「連絡を保って」、ある種類

の紙券とリカードが呼ぶ地方政府銀行券の発行を許される¹⁴⁾。もちろんこの銀行券もこの地方政府銀行の「署名」が通用する地域だけしか流通しえない。しかもこの銀行券の地方政府銀行での兌換は認められない。必要ならば、ロンドンの政府銀行でこの銀行の発行している銀行券か金鑄貨を支払ってもらえる手形、「ロンドン払いの手形」をこの地方政府銀行から交付してもらえるだけである。この場合この金鑄貨を自分の手元に輸送する経費は当人が負担しなければならない。

第4にそれではそれぞれの地方政府銀行の官轄外の通貨流通圏との取引、すなわち地方間の資金移動あるいは地方銀行間の支払決済はどのようにしておこなわれるのか。簡単である。リカードが言うようにロンドン決済ですべて解決されるのである。

一般顧客や地方銀行は地方銀行券を地方政府銀行にもってゆけば、それでロンドン払いの手形を交付してもらえる。これでロンドンの政府銀行の銀行券か金鑄貨を獲得しえるので、まずこの金を他の地域へ送付する方法がある。しかしこの経費は当人負担であることは前述したとおりであって、リカードの意図はこの送金方法が高くつくようにして、この方法を制限しようとするものである。

これ以外の方法は2つある。第1には地方銀行券を地方政府銀行にもってゆき、そこで他の地方あての手形を交付してもらい、それを送付すればよい。地方政府銀行はその旨をロンドンと他の地方の地方政府銀行に連絡すれば、他の地方の地方政府銀行はこの送付を受けた顧客にその地方の銀行券を支払い、ロンドンの政府銀行は地方政府銀行名義で記帳する勘定を他の地方政府銀行に振替えるのである。リカードはこれのように説明している。地方政府銀行が「紙券で100ポンドを受けとり、他の地方宛の手形を交付したというばあいには、彼は、前例と同じように、ロンドン地方とその手形が振り出された地方との双方に、紙券を送ってその旨を通報しなければならない。彼の勘定はこの100ポンドについて貸方に記入され、他の地方の代理人は、それを徴収されることとなるであろう」¹⁵⁾

第2の場合は、ロンドンの政府銀行に鑄貨かあるいはその銀行券を預金しておけば、それをひきあてにしてどこの地方でもその地方の銀行券を発行してもらえる手形を獲得できるので、それを送付すればよい。リカードはこの場合について次のように説明する。「ロンドンの役所で、鑄貨あるいはロンドンの紙券を預金した人には、手形交付のさいに指名される他の地方の紙券で支払われる手形を交付してもよい。またロンドンの役所で鑄貨を預金した人には、同額のロンドンの紙券を交付してもよい」¹⁶⁾

このようにして地方間の資金移動はまったく高価な金を用いずに可能になるのである。

以上のように各地方がそれぞれの通貨流通圏域ごとに分断されている信用構造のもとでは、地方間の資金移動はかならずロンドンを経由しなければならない。この結果、この国のすべての資金の流れ（中央と地方、地方相互）はロンドン政府銀行がすべてその帳簿をみるだけで把握できるのである。リカードがこのように構想したのは、彼の説明するところによれば、この制度によって「詐欺を発見するについての保障は、完璧に近いものとなる」からである¹⁷⁾。しかし、そう言いながらも実際にリカードがもくろんでいたのは次の事であると思われる。

第1に地方間決済をするためにはロンドン預金をもたなければならないので、ロンドン政府銀行の銀行券か預金の信用力は格段に高まる。ロンドン政府銀行は絶大な力をもつのである。このようにしてロンドン政府銀行を頂点にいだいた中央集権的な信用構造を構築して、銀行の無政府的な営利活動を完全に統制できる基礎をかため、金属貨幣を節約した体系をつくりあげること。

第2に、以上の構造のもとでは、地方で過剰になった資金はすべてロンドン預金の増加となって中央に集中され、ロンドンに中心的な金融市場が創設されるようになること。この結果、民主的な政府銀行の統制のもとで社会の余剰資金を社会が有効に使用する経済的基礎ができあがる。リカードが厳しく要求した政府の正当な資金調達、つまり、民間金融市場からのそれも政府銀行の統制下で可能になるのである。

注

- 1) Ricardo, *Proposals*, p. 69 (邦訳, 前掲書, 81~82ページ)
- 2) Ricardo, *Plan*, p. 276 (邦訳, 前掲書, 332ページ)
- 3) 小野——郎氏は、リカードが学説史上初めて小切手と銀行券の区別をなしたと評価し、公衆の預金によってなされる当座預金の創設(手形割引)というリカードの主張をもって「信用媒介説に他ならない」と分析されておられる。前掲論文, 36ページ。
- 4) Ricardo, *Plan*, p. 276 (邦訳, 前掲書, 332ページ)
- 5) *Ibid.*, p. 277 (前掲書, 333ページ)
- 6) *Ibid.*, p. 285 (前掲書, 342ページ)
- 7) *Ibid.*, p. 286 (前掲書, 343ページ)
- 8) *Ibid.*, p. 282 (前掲書, 339ページ)
- 9) *Ibid.*, p. 290 (前掲書, 349ページ)
- 10) *Ibid.* (前掲箇所)
- 11) *Ibid.*, p. 282 (前掲書, 339ページ)
- 12) *Ibid.*, p. 283 (前掲書, 340ページ)
- 13) *Ibid.*, p. 287 (前掲書, 345ページ)
- 14) *Ibid.*, p. 296 (前掲書, 356ページ)
- 15) *Ibid.*, p. 295 (前掲書, 355ページ)
- 16) *Ibid.*, p. 288 (前掲書, 346ページ)
- 17) *Ibid.*, p. 295 (前掲書, 354ページ)

IV. リカード金融統制論の意義と限界

——むすびにかえて——

リカードの金融思想が一方では発券という信用創造にともなう信用供給のゆきすぎを防止するために地金の流通法則によってこれを規制し、他方では資本の蓄積を促進するために準備金の集中や他人資本の集積などの信用の社会的利用の形態を高度に組織して金の節約機構を高めるという矛盾をふくんでいたことはすでに見てきたとおりである。ところで資本主義における信用の役割を説明したマルクスはその第Ⅱの役割として流通費の節減をあげている。信用は一方では貨幣そのものを節約する。これには、A. 取引の大きな1部分で貨幣が全然用いられない、B. 通貨の流通の加速、C. 紙券による金貨幣の代用、この三つが指摘されている。しかし他方では信用は再生産過程一般を早くして、

それは 買いと売りの長期の分離を許し 投機の基礎となる¹⁾。マルクスによれば、銀行券の発行の場合にかぎらず流通費の節約は、他方では再生産過程一般を早くして、投機の基礎になるのであって、リカードの金融思想のもつ矛盾は彼が注意深く当時支配的であった銀行券発行だけを排斥してその解消につとめても、それが不可能な矛盾なのである。リカードが貨幣信用論の改革によって促進しようとした資本蓄積が高まれば、それだけこの矛盾は激しくなる。マルクスは次のように言う。「信用の発達につれて生産過程をその資本主義的制限を乗り越えて推進することの必然性、過剰取引や過剰生産や過剰信用が発展せざるをえない²⁾」その後リカードのこの思想のこの部分だけを継承した通貨学派がピール銀行条例を具体化して破綻をきたしたことは言うまでもないことである。

しかし、リカードはこの矛盾を認識しようがなかった。なぜならば、彼が過剰生産恐慌を経験せずにすんだことにとどまらず、リカードの金融改革論のところで見たように、この矛盾した仕事を実行するのが、議会によって住民の民主的統制下におかれ強大な資金力と統制力をもつ政府銀行であったからである³⁾。すなわちこの政府銀行によって、第1に私的な銀行資本の無政府的な営業活動、リカードによれば「銀行業務の濫用」の規制が可能になる。第2に政府銀行が、信用制度の利益を社会に還元することを目的として公的信用の授受活動の軸になる。このことによって資金の社会的利用の形態をいわば住民のために民主的に組織することが可能になる。第3に以上が実現されたうえで、政府の財政活動と通貨発行特権とを切り離し、通貨発行業務を民主的な議会のもとに独占させ、真の意味での財政と金融の分離を保証しうるのである。

もちろん、リカードのこの民主的公信用論も、ブルジョア民主主義の限界をもっており、資本蓄積がすすめば見捨てられる運命にあった。しかし、資本蓄積の展開のなかで見失われた民主主義も、「財政と金融との高度の融合、つまり金融寡頭性⁴⁾」のもとにあっては再生されなければならないように思える。とりわけ、「完全雇用をかかげた経済成長主義」によって財政と金融の一体的運用が提起され⁵⁾、次にはこの破綻から「その根源も防止策もこの過程の最も

表面的で最も抽象的な部面である貨幣流通の部面のなか⁶⁾」に求めるインフレ統制論者が生れている現状からすれば、急進的ブルジョア民主主義者であるリカードに再登場してもらう必要があるように感じるのである。

注

- 1) K. Marx, *Das Kapital*, Dritter Band, Karl Marx-Friedrich Engels Werke, S. 451-457 (邦訳, 『資本論』大月普及版第4分冊, 555ページ~563ページ)
- 2) K. Marx, a. a. O., s. 524 (邦訳, 前掲書, 大月普及版第5分冊, 649ページ)
- 3) リカードの金融統制論はそのまま通貨学派にうけつがれたわけではないといえる。飯田正義氏は「後続する通貨学派の理論的武器として、一義的に通貨学派にひきつがれているという通説に疑問を投げてみたいとおもったからである」前掲論文, 29ページ, とその問題意識を語っておられる。また中西充子氏はリカードの構想とピール条例とのちがいについて研究をしておられる。中西充子, 前掲論文。氏の意見では最も大きなちがいは, リカードはただ1つの国立銀行を提起したが, 現実にはそうならないで株式銀行であるイングランド銀行がそのまま残ったことである。
- 4) 島恭彦『財政学概論』岩波書店, 昭和46年, 226ページ。島氏はここで古典派の提起した財政と金融の分離による公信用が, 金融市場と金融寡頭性の発達によって融合してゆくプロセスを見事にまとめておられる。
- 5) 承知のように, 日本でも中央銀行の独立性, あるいは金融政策の独立性をめぐる大論争がおこなわれてきた。金融制度調査会で昭和32年から35年にかけて審議された日本銀行法改正問題がそれである。しかし, 「中央銀行制度特別委員会」の提起した答申は, 金融政策について大蔵大臣と日銀総裁の意見が異なったときは, ①大蔵大臣の指示権を認める, ②一定期間の議決延期権にとどめるの両案併記に終わった。そして国会に提出されずにオクラ入りとなった。昭和39年にこの問題はもう一度噴出したが, またそのままに終わってしまった。日本の場合は, 単に「成長か安定か」という論争にとどまらない問題をもっている。なぜなら日銀法自体が戦時国家独占資本主義の遺物のままであって, 大蔵大臣の強力な権限を認めたものだからである。巨額な国債が累積している今こそ, 中央銀行の独立問題をリカード的な視点で議論する必要性があるように思われる。
- 6) Marx, a. a. O., s. 564 (邦訳, 前掲書, 第5分冊, 704ページ)